

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
1	株式会社新東通信	名古屋市中区丸の内3-16-29	令和6年4月11日 から 令和6年5月10日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-5)	名古屋市緑政土木局の発注した「東山動植物園星が丘門展示施設製造及び設置工事」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年3月6日に来園者が受傷する公衆損害事故を生じさせたことによる。	名古屋市内
2	株式会社カトウスタヂオ	名古屋市中村区若宮町4-39		要領第4条第1項 (別表第1-5)及び 要領第5条第1項		
3	大成建設株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅1-1-4	令和6年5月23日 から 令和6年6月22日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、同社の現場代理人は、令和5年4月18日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鵜沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年7月4日に至るまで報告書を提出しなかった。 これにより、鵜沢簡易裁判所から、令和6年3月26日、現場代理人及び一次下請業者作業所長が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことによる。	山梨県
4	黒柳建設株式会社	西尾市西浅井町宮下38	令和6年6月11日 から 令和6年6月24日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	愛知県西三河建設事務所発注の「河川局部改修工事(西尾その6)」において、ブロック積護岸工施工のため、河川内掘削を行っていたところ、掘削が終了した区間で地山が崩壊し、法尻を養生していた鉄板が倒れ、床付け面で作業をしていた元請業者の現場代理人及び下請業者の作業員1名が、鉄板と仮設鋼矢板との間に足を挟まれ、1名が左足を切断する等の重傷を、1名が右下腿を骨折し約12週間の安静加療を要する重傷を負ったことによる。	一級河川安藤川左岸
5	日本電設工業株式会社中部支店	名古屋市中村区本陣通2-29	令和6年6月13日 から 令和6年6月26日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市交通局の発注した「上前津・鶴舞間1番線始め3箇所トロッロ線張替工事(特殊電気工事)(週休2日)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年5月21日に作業員が負傷する契約関係者事故を生じさせたことによる。	名古屋市内

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
6	昱耕機株式会社	名古屋市中区新栄1-7-7	令和6年7月9日 から 令和6年9月8日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第1-4)	愛知県企業庁発注の「尾張西部浄水場表洗ポンプ設備外更新工事」において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、89日間の履行遅滞を生じさせたことによる。	尾張西部浄水場
7	愛徳コンサルタント株式会社	豊田市大清水町大清水38-10	令和6年8月8日 から 令和6年10月7日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	令和6年7月25日に名古屋市財政局で執行した「名鉄名古屋本線呼続地区立体交差化事業に伴う物件調査等業務委託」の指名競争入札において、落札決定後に契約の締結を辞退したことによる。	—
8	管清工業株式会社 名古屋支店	名古屋市西区花原町46-2	令和6年9月3日 から 令和6年11月2日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	令和6年8月21日に愛知県公共建築課で執行した「愛知県武道館改修管工事」の入札において、落札決定後に契約の締結を辞退したことによる。	—
9	ショーボンド建設株式会社 名古屋支店	名古屋市熱田区西野町2-70	令和6年9月10日 から 令和6年9月23日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	愛知県海部建設事務所発注の「橋りょう補修事業 県道蟹江飛島線 新宝川橋上部補強工事（余裕期間・環境整備・週休2日・遠隔臨場）」において、元請業者の安全措置が不適切であったため、令和6年4月1日に二次下請業者の作業員がクローラードンプ（不整地運搬車）で発生土の運搬を行っていた際に、車両を後退させず、背後にある吊足場単管部に挟まり、頸髄損傷等の重傷を負った契約関係者事故を生じさせたことによる。	主要地方道蟹江飛島線(新宝川橋)
10	株式会社稲熊造園土木	名古屋市緑区神の倉4-174	令和6年9月10日 から 令和6年10月9日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-5)	名古屋市緑政土木局が発注した「街路樹管理委託（緑-7）及び道路除草管理委託（緑-4）」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年8月2日に通行した原動機付自転車運転手が受傷する公衆損害事故を生じさせたことによる。	名古屋市内
11	株式会社前田工務店	名古屋市昭和区緑町一丁目10番地	令和6年9月26日 から 令和6年12月25日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第1-2)	名古屋市住宅都市局が発注した「若宮高等支及び若宮商高改修工事」において、エレベーター棟、食品実習棟及び渡り廊下の増築工事を行う際、受注者の判断により設計図書と異なるアンカーボルトを使用したことによる。	名古屋市内

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
12	株式会社日本水工コンサルタント名古屋事務所	名古屋市中村区竹橋町5-10	令和6年9月26日 から 令和6年11月25日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	愛知県尾張建設事務所発注の「五条川左岸流域下水道事業処理場工事の内汚泥減量化施設概略検討業務委託」の入札において、落札決定後に契約の締結を辞退したことによる。	—
13	山旺建設株式会社	西尾市花ノ木町1-8	令和6年10月8日 から 令和6年10月21日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	愛知県西三河建設事務所発注の「道路改良工事(補助)(週休2日)」において、バックホウのアームにオーガを取り付けて掘削作業をしていた際に、アームからオーガが外れ、オーガの支柱部分が下請業者の作業員の肩にあたり左肩甲骨骨折等の全治1か月の中傷を負った契約関係者事故を生じさせたことによる。	西尾市高河原町地内
14	長坂建設興業株式会社	西尾市吉良町上横須賀神ノ木24		要領第4条第1項 (別表第1-7) 及び 要領第5条第1項		
15	ユニテック株式会社	名古屋市西区丸野二丁目10番地	令和6年10月10日 から 令和6年11月9日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-5)	名古屋市住宅都市局の発注した「桜山中始め2校6年次保全改修その他工事(週休2日)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年7月30日に生徒が受傷する公衆損害事故を生じさせたことによる。	名古屋市内
16	ダイソー株式会社	名古屋市千種区千種3-1-9	令和6年10月17日 から 令和6年10月30日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市住宅都市局の発注した「中央高空調設備改修工事」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年8月14日に作業員が負傷する契約関係者事故を生じさせたことによる。	名古屋市内
17	ジービーコンストラクション株式会社	名古屋市港区宝神2-2510-2	令和6年10月17日 から 令和7年1月16日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	名古屋市緑政土木局が発注した「側溝等改良工事(中村-3)、市道大島第4号線道路築造工事及び舗装道補修工事(中村-4)(週休2日)」(契約日:令和6年7月10日)始め4件において、該当者から令和6年9月19日に工事が続行不能である旨の届出が提出されたことにより、名古屋市工事請負契約約款第43条第3号及び緑政土木局工事請負単価契約約款第30条第3号(発注者の催告によらない解除権)に基づき令和6年10月3日に契約を解除したことによる。	—

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
18	株式会社マルケイ	名古屋市守山区瀬古3-1408	令和7年2月6日 から 令和7年2月19日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市住宅都市局の発注した「昭和スポーツセンター天井脱落対策その他工事」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年1月15日に作業員が負傷する契約関係者事故を生じさせたことによる。	名古屋市内
19	株式会社佐藤渡辺 中部支店	名古屋市北区天道町3-15	令和7年2月6日 から 令和8年3月5日 まで (13か月)	要領第4条第1項 (別表第3-3)	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、株式会社佐藤渡辺を含む3社は、入札前に受注予定者を定める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長、他2社の役員等が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、令和6年10月23日郡山簡易裁判所は、3人に対し罰金の略式命令を行い、令和6年11月9日付けで確定したことによる。	—
20	パナソニック産機システムズ株式会社中部支店	名古屋市中区丸の内1-17-19	令和7年3月4日 から 令和7年7月3日 まで (4か月)	要領第4条第1項 (別表第3-6)	パナソニック産機システムズ株式会社及びパナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、パナソニック産機システムズ株式会社は関東地方整備局から、パナソニックEWエンジニアリング株式会社は近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同年2月15日から3月8日までの22日間の営業停止処分を受けたことによる。	—
21	パナソニックEWエンジニアリング株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅南2-7-55				
22	株式会社KANSOテクノス名古屋統括支店	名古屋市東区泉2-27-14	令和7年3月4日 から 令和7年6月3日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第3-5)	株式会社KANSOテクノスは、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同年2月19日から3月12日までの22日間の営業停止処分を受けたことによる。	—

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
23	株式会社佐藤渡辺 中部支店	名古屋市北区天道町3-15	令和7年3月18日 から 令和7年3月31日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	愛知県西三河建設事務所発注の「舗装道修繕工事（小規模路面補修工）（その6）」において、地域貢献の一環として本工事業前に工事区間内の歩道部の草刈り及び路面清掃を作業員の操作するバックホウで行っていたところ交通誘導員がバックホウの横を通行するよう歩行者の誘導をしていたが、バックホウに背を向けるようにして誘導していたことから、後進してきたバックホウに気づかず、右足を巻き込まれ、全治3か月の重傷を負ったことによる	額田郡幸田町 地内